

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険の資格管理及び給付に関する事務 基礎 項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ニセコ町は、国民健康保険の資格管理及び給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

ニセコ町長

公表日

令和7年3月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格管理及び給付に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行う。 ニセコ町は、国民健康保険の適正かつ効率的な運営のため、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①被保険者資格の取得・異動等に関する事務 ②医療保険の給付に関する事務 ③保険料の賦課・徴収に関する事務 中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。
③システムの名称	①市町村事務処理標準システム(北海道クラウド) ②国民健康保険資格管理システム ③国民健康保険税システム ④連携国保標準システム ⑤特別徴収システム ⑥宛名管理システム ⑦団体内統合宛名管理システム ⑧収納管理システム ⑨中間サーバー、⑩情報提供ネットワークシステム(口座登録・連携ファイル関係情報を取得)
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険税情報ファイル、国民健康保険資格情報ファイル、特別徴収情報ファイル、収納情報ファイル、宛名情報ファイル、口座登録・連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と表記)第9条第1項及び別表の44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条、第74条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表の44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条第8号及び別表の該当項 ・利用特定個人情報提供省令 第4条 (情報照会) ・番号法第19条第8号及び同号に基づく主務省令 第2条の表の該当の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第71条、第72条、第73条 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 (公金受取口座の運用) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 北海道虻田郡二セコ町字富士見55番地 0136-44-2121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉課 北海道虻田郡二セコ町字富士見55番地 0136-44-2121
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月12日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月12日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない（入手） [☐]接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務における横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際は、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いについて手作業が介在するが、いずれも複数人で確認を行う用にしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムの利用において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	①国民健康保険税システム ②国民健康保険(資格・給付)システム ②収納・滞納管理シス	①市町村事務処理標準システム(北海道クラウド) ②国民健康保険資格管理システム ③国	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険税情報ファイル、国民健康保険資格情報ファイル、国保負担区分情報ファイ	国民健康保険税情報ファイル、国民健康保険資格情報ファイル、特別徴収情報ファイル、収	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号	＜情報提供＞ ・番号法第19条第7項及び別表第二 1、2、3、	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取	総務課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地 0136-44-2121	保健福祉課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地 0136-44-2121	事後	
令和1年6月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	＜情報提供＞ ・番号法第19条第7項及び別表第二 1、2、3、	＜情報提供＞ ・番号法第19条第7項及び別表第二 1、2、3、	事後	
令和4年3月8日	評価書名	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書	国民健康保険の資格管理及び給付に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	国民健康保険に関する事務	国民健康保険の資格管理及び給付に関する事務	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	＜情報提供＞ ・番号法第19条第7項及び別表第二 1、2、3、	(情報提供) ・番号法第19条第8号及び別表第二 1、2、3、	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	総務課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地 0136-44-2121	総務課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見55番地 0136-44-2121	事後	令和3年5月1日 庁舎移転
令和4年3月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取	保健福祉課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地 0136-44-2121	保健福祉課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見55番地 0136-44-2121	事後	令和3年5月1日 庁舎移転
令和4年3月8日	IV リスク対策 8. 監査	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	事後	
令和6年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	①市町村事務処理標準システム(北海道クラウド) ②国民健康保険資格管理システム ③国	①市町村事務処理標準システム(北海道クラウド) ②国民健康保険資格管理システム ③国	事後	
令和6年3月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険税情報ファイル、国民健康保険資格情報ファイル、特別徴収情報ファイル、収	国民健康保険税情報ファイル、国民健康保険資格情報ファイル、特別徴収情報ファイル、収	事後	
令和6年3月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」	事後	
令和6年3月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム	(情報提供) ・番号法第19条第8号及び別表第二 1、2、3、	(情報提供) ・番号法第19条第8号及び別表第二 1、2、3、	事後	
令和7年3月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」	事後	
令和7年3月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	(情報提供) ・番号法第19条第8号及び別表第二 1、2、3、	(情報提供) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の	事後	
令和7年3月12日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務における横断的なガイドラインに従い、	事後	
令和7年3月12日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		業務システムの利用において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アク	事後	